

関東精機株式会社行動計画

社員が仕事と家庭を両立することができ、すべての社員が働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月21日から2023年4月20日までの4年間

2. 内 容 1) 所定労働時間（7.75h）を削減。 2019年5月から

2) 働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスを改善する。

① 時間外労働の上限規制（中小企業：2020年4月から）を先行導入し、
36協定の遵守を労使ともに図る。 2019年4月から

② 年5日の年次有給休暇の確実な取得を労使ともに図る。
2019年4月から

③ 管理職並びに社員の意識改革。 2019年4月から